

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年12月3日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.172】

『週刊現代裁判』控訴審は松崎氏の組合私物化の真実相当性を認定！

本号では、松崎明東労組元会長が原告の「週刊現代裁判」の判決の中から、松崎氏が「組合を私物化している」ことの真実相当性に関する部分の検証を進める。

「No.169」で述べた通り、東京地裁・一審判決(2009年10月26日)は、松崎氏が「組合費を横領したり、組合を私物化している」との印象を与える記事について、「組合費を横領している」ことが真実であると信じたことには相当の理由があると判示した一方で、「被告(松崎氏)が組合を私物化したとの事実や、さつき企画の商品を強制的に組合員に売りつけるなどして、さつき企画を錬金術の道具とし、JR東労組を食い物にしているとの事実が真実であると認めることはできず、(西岡記者など)被告らにおいて、これらの事実を真実と信じるにつき相当の理由があるものと認めることもできない」と述べた。

東京高裁は松崎氏の組合私物化について新たな判断を示す！

しかし、本年10月27日に言い渡された東京高裁・控訴審判決は、一審よりも踏み込んで、松崎氏の組合私物化について、新たに真実相当性を認めた。少し長くなるが、判決の当該部分(当裁判所の判断)を2回に分けて掲載したい。まず、松崎氏がJR総連・東労組の「国際交流基金」口座の金員を引き出してハワイの別荘を購入したことや、沖縄の別荘の購入代金が東労組等の口座から支払われていることに対する弁明に関する記述を紹介する(「No.77~85」「No.93~100」参照)。

(ア) 原判決のとおり、平成11年11月26日、JR東労組とJR総連が設置した国際交流基金口座に、一審原告名義で3800万円が振り込まれ、平成12年4月20日、一審原告の指示により国際交流基金口座から3000万円が林和美名義の口座に送金され、この金員がハワイのコナにある一審原告個人名義の別荘の購入に充てられた。一審原告は、上記3800万円については、沖縄の今帰仁村の建物を3800万円で鉄福に売却した金員を、国際交流基金口座に振り込んだものであると主張する。ところで、一審原告は、上記3800万円が一審原告名義の口座に入金されるに至った事情について、次のように主張する。すなわち、一審原告は、沖縄の今帰仁村に土地を購入して建物を建てることを計画し、土地を妻松崎光子名義で購入した。その後、一審原告は、建物を建て、名義をさつき商事株式会社(現在のさつき企画)とした。一審原告は、上記土地建物の代金はすべて一審原告の資産をもって充てた。その資産については、土地の手付金は富本が一審原告から預かっていた現金をミサワホームに支払い、建物建築の手付金は富本が一審原告から預かっていた現金で支払い、その後の支払は、大和銀行八重洲支店の「東日本旅客鉄道労働組合執行委員長松崎明」名義の定期預金、同支店の「東日本旅客鉄道労働組合」名義の定期預金、第一勧銀本店の「東日本旅客鉄道労働組合総務部財政部」名義(これは、解散した動労の資金を管理するために作られた「東日本さつき会」が法人格を持っていなかったために、名義を借りて開設した口座である。なお、東日本さつき会の活動のために一審原告が立て替えていた金があったので、その返済として小切手を振り出してもらった。)の普通預金を原資としたが、これらの口座にある預金はJR東労組の預金ではなく、一審原告の預金であり、本来一審原告に渡されるべきものであった。その後、一審原告は、今帰仁村の土地建物を鉄福に売却することになり、3800万円が「国際交流基金口座」に預け入れられ、そのうちの3000万円をハワイの別荘購入の資金としたというのである。